

東京都知事
小池百合子 殿

令和7年度予算等に係る要望書

(一社) 建設コンサルタンツ協会 関東支部
支部長 大本 修

平素より、建設コンサルタンツ協会の活動につきまして、ご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。また、このような要望をさせていただく機会を与えていただき、ありがとうございます。

ご対応への御礼

東京都におかれましては、品確法の改正により公共工事の品質確保には、その上流工程となる建設コンサルタント業務（調査設計業務）の品質確保が重要であることのご認識の上、「電子契約サービスの段階的本導入」や「調査設計業務の最低制限価格制度の導入」など、種々の改革を進めていただいております。ご対応に感謝申し上げます。

建設コンサルタンツ協会の課題認識

I. 計画的かつ持続的な事業の推進

我が国の中枢機能が集積する首都東京は、日本経済のけん引役を担っていると認識しています。一方、戦後復興や高度経済成長期に整備したインフラの老朽化も進行しており、持続可能な社会資本の整備が必要と考えます。また、首都直下地震や豪雨災害等自然災害の発生リスクが高まっており、災害時等において継続すべき事業を担う業界として事業継続に取り組むため、企業経営を持続的に安定させる必要があります。

II. 担い手の確保・育成、技術の高度化・継承

持続可能な社会資本整備の上流工程を担う建設コンサルタンツ協会の会員会社は、発注者である東京都の技術パートナーとして今後とも貢献していく所存です。そのためには、担い手の確保・育成が最重要課題となっています。

これに関して会員会社は、技術の高度化と継承並びに『ワーク・ライフ・バランス』を実現するための職場環境の改善に積極的に取り組んでおります。このような取り組みを継続的に推進するためには適正な収益を確保し、企業経営を持続的に安定させることが必要と考えます。

令和7年度予算等に係る要望事項

1. 安定的な事業量の確保

「計画的かつ持続的な事業の推進」「建設コンサルタントの担い手の確保・育成、技術の高度化・継承」「災害復旧などの社会貢献活動の使命を果たす」ために、安定的な事業量の確保が必要です。会員会社の「災害時等において事業継続するための安定経営」そして「人及び技術への投資」を推進するために、引き続き中長期的な事業計画に基づく安定的な事業量の確保をお願いします。

2. 契約第二課発注業務における低価格入札対策（最低制限価格制度）の導入

令和元年6月の「品確法の改正」により調査・設計などの建設コンサルタント業務が品確法の対象として明確に位置づけられました。品確法では、公共工事の品質確保とその担い手確保のために講ずべき発注者の責務としてダンピング受注の防止がうたわれています。設計等委託業務において最低制限価格制度が導入されましたが、契約第二課発注において低価格入札対策などダンピング受注の防止対策が未整備となっています。契約第二課発注の「都市計画・交通等計画業務」「土木・水系環境調査業務」「環境関係業務」等の業務は、建設コンサルタントが担う建設生産・管理システムの上流工程に位置する業務であるため、「低価格入札対策（最低制限価格制度）の導入」をお願いします。

3. 設計等委託業務における発注方式である総合評価方式の改善

設計等委託業務において、技術と価格の両面で業者選定を行う総合評価方式は、過度な価格競争を防止するとともに技術力の高い業者選定が可能な有効な選定方式として定着しております。反面、基準価格以下付近に落札額が集中しております。競争入札において最低制限価格制度が導入された現在、総合評価方式の落札率の方が低くなっております。技術競争面も併せ持った選定方式である総合評価方式における「価格点算出方式」の見直しや「実績評価型に提案評価をプラスした評価方式」などへの改善をお願いいたします。

4. DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、ICTの導入・活用による生産性の向上

建設生産・管理システム全体に係る生産性向上を図るため、BIM/CIM運用に向けた試行業務等の継続発注、AI等新技術の活用促進などICT技術の積極的な導入・活用を引き続き進めていただくようお願いします。

令和 6 年 11 月 21 日

東京都知事 小 池 百合子 殿

各種団体等要望
要望書

一般社団法人 東京都電設協会

要 望 事 項

1. 公共事業の推進について

公共事業は景況感に左右されない仕事量と継続性を確保し着実に推進していただきたい。

【要望理由】

電気工事業者を取り巻く環境は資材価格の高騰や納期の遅延、そして本年4月から適用されている罰則付き時間外労働の上限規制等、不透明感を拭えず、先行きに不安を抱いている中小事業者は少なくない。

それゆえ、公共事業を着実に推進していただきたい。電気工事は産業の競争力の強化や人々の生活の安全安心に直結する重要インフラであり、事業機会の創出は東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも重要と考える。

2. 4週8閉所の実現について

1. すべての工種について、「概成工期」の設定を適切に行っていただきたい。
2. 工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。
3. 建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。
4. 時間外労働の上限規制に伴う収入の減少を補うためにも労務単価を引き上げていただきたい。

【要望理由】

罰則付きの時間外労働の上限規制が4月より適用されている。現場では官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。

建築工事の遅れについては、最終的な竣工・引渡時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている事例や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善していただきたい。

また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならない場合、契約金額の変更（増額）を行っていただきたい。

労務単価については、新規入職者を増やすためにも他産業並みの就労環境の整備が必要であると考えます。

3. 価格高騰や資材不足に対する適切な対応について

価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速且つ適切に行っていただきたい。

【要望理由】

電設資材の価格高騰、納期の遅延等先行きの見通せない状況が続いている。電設資材全般で、価格の高止まりと共に納品も定まらず、円滑な施工に支障を来す状況にあるといえる。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも弾力的な対応を迅速かつ適切に行っていただきたい。

以 上

東警協発第974号
令和6年11月21日

東京都知事
小池 百合子 殿

一般社団法人東京都警備業協会
会長 澤本 尚志

入札制度等に係る要望について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の運営各般にわたり、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

私共警備業は1962年に誕生して以来60年を経過し、今や警備業者1万674社、警備員58万4,868人を擁する産業にまで成長し、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業として、多種多様な警備サービスを提供させていただいております。

一方、警備業全体を取り巻く情勢を見ますと、ロシアのウクライナ侵攻による資源価格の高騰を受けた物価上昇等、日本経済への影響は継続しており、これからも厳しい状況が続くことが予想されます。とりわけ、かねてよりの課題である警備員不足の深刻化や技術革新などによる環境の変化への対応、そして何よりも重要な経営基盤の強化等々、危機意識をもって取り組まなければならない課題は山積しており、その解決に向けての取組みの必要性・緊要性が高まっています。

警備業界では、これまで、発注元が強い立場にあることから未だに警備料金の交渉等がうまくできず、適正な取引ができていないケースもあります。

そうした中、政府は、本年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」を閣議決定しました。とりわけ第2章では「警備業での賃上げに向けて、同業種の自主行動計画の改定を求める等により、労務費の価格転嫁を進める」「官公需（役務調達としてビルメンテナンス及び警備を含む。）について、労務費等の価格転嫁徹底を目的とした期中の契約変更等に対応するため、必要な予算を確保する。最低制限価格等の適切な活用を促進する」と警備業に関する賃上げや価格転嫁の促進が明示されています。

つきましては、別紙「入札制度等に係る要望事項」のとおり、要望事項を取りまとめたところでありますので、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

入札制度等に係る要望事項

1 最低制限価格制度等の導入について

適正な警備業務実施の観点から、東京都が入札を行う警備業務においては、「最低制限価格制度」および「低入札価格調査制度」を導入し、低価格による入札を排除し、サービス受給者及び警備業双方に有益な入札制度となるようご検討いただきたい。また、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においては、「発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用」に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする」と示されていることから、価格のみでなく資格者在籍状況や品質等を重視した「総合評価落札方式」（企画競争入札）の活用を積極的にご検討いただきたい。さらに、警備業務の雇用の安定と品質向上のため、複数年契約の導入をご検討願いたい。

2 各種警備に伴うキャンセル料の制度化について

警備業界にとってキャンセル料の未払いが大きな課題であったところ、東京2020大会はキャンセル料の適正な支払いがなされ、警備業界にとって大きな転換期となる大会となった。同大会においては2日前までは100%、14日前までは50%と規定されていたことから、東京都が入札を行う警備業務においても、この大会を参考にキャンセル料の適正な支払いについてご検討いただきたい。

3 警備の種類に応じた積算について

官公庁関係の施設警備および交通誘導・雑踏警備の積算に当たっては、予定価格算定の参考資料として「建築保全業務労務単価」と「公共工事設計労務単価」がそれぞれ国土交通省から毎年示されているので、これらと必要経費が予定価格に適正に反映されるようお願いしたい。特に警備業者は下請けの立場が多く、経済産業省が進める「取引適正化・価格転嫁促進に向けた取組」の方針と合致するようご指導願いたい。

一方、機械警備、貴重品運搬警備およびその他警備業務の積算については、標準的な積算基準は無く、設定される予定価格の多くが事業者の事前見積等に基づくものとなっており、実態として、採算を度外視した事業者の見積により著しく予定価格が引き下げられ低価格で落札に至る状況が見受けられることから、東京都においては、適正な予定価格の設定をお願いしたい。

なお、標準的な積算基準の無い警備業務について、事業者共通で発生する主な費用についても、予定価格に適正に反映されるようお願いしたい。

あわせて、最低賃金の改定を見込んだ予定価格の設定をお願いしたい。

4 労働衛生環境の整備について

労働衛生環境の整備を受注者等へ指導又は仕様での義務化をご検討願いたい。さらに、女性専用も含め警備員の更衣室、休憩施設、トイレ等の整備をご指導いただきたい。

また、酷暑期における熱中症対策や、厳冬期における防寒対策などを義務化するとともに、各種対策における予算を受注者等の積算へ含め、警備業者においても必要経費として計上できるようをお願いしたい。

令和6年11月21日

東京都知事 殿

東京都荒川区西日暮里 1-5-2 (株)ハセベ 3F
東京都公立中学校 PTA 協議会
会長 関口 哲也

東京都公立中学校教育に関する予算要望書

日頃より公立中学校の教育に関して、御尽力いただき感謝申し上げます。また東京都公立中学校 PTA 協議会(以下、都中 P と記載)の活動に対し、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

都中 P では、「心豊かな子どもを育てる PTA 活動の推進」を理念に、東京都の中学生のために力を注ぐ全ての PTA のために広く活動をしています。

昨年度の都中 P の要望について、予算的措置をいただきありがとうございました。今年度も「中学校教育の改善」のために、東京都として実現いただきたい事項について、都中 P の「東京都公立中学校教育に関する予算要望書」としてまとめましたので、ご査収いただけますようお願いいたします。

今年度の要望についても、実現をしていただきたくお願いいたします。なお、本要望書に対するご回答、または対応方針について、書面での回答をいただきたく、お願いいたします。(回答希望期限：令和7年2月末日)

教育活動と教育・学校環境のより一層の充実に向けた要望

これからの社会を担う子どもたちが、新しい社会を生き抜き、世界に通用する人材になるために、学校教育環境の充実は重要と考えています。

社会環境の変化から、従来の教育環境のシステムには課題が見えており、大きな変革をしていく必要があることは御認識いただいているとおります。特に、教員の確保、教員の質の向上、教員が子どもに向き合う時間の増加、新しい授業・教育方法の実践、環境の整備、部活動のあり方・やり方、加えて教育環境の地域格差の削減など、多くの取組や対策のための予算確保をお願いいたします。

予算要望 1) 部活動改革に関する予算

部活動改革並びに部活動改革までの移行期間のための予算補助

下記の利用例に利用可能な予算措置)

- ・部活動指導員を含めた補助教員を充実する予算補助 (継続)

予算要望 2) ICT 環境に関する予算

学校における ICT 活用ための予算補助

下記の利用例に利用可能な予算措置)

- ・GIGA 端末更新に係わる費用補助 (継続)
- ・全校生徒が GIGA 端末利用した際に耐える校外接続ネットワーク増強のための費用補助 (継続)

予算要望 3) 学校環境に関する予算

近年の真夏日の増加への対策として、全都中学校への冷暖房導入拡大の推進のため予算補助

下記の利用例に利用可能な予算措置)

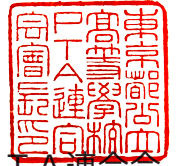
- ・災害時避難所になることも想定した、全都中学校体育館への冷暖房導入の推進、並びに利用時の電気代の予算補助 (継続)
- ・未だ特別教室への冷房設置が進まない地区への冷房設置の推進の予算補助 (継続)

以 上

東京都知事
小池 百合子 殿



令 6 都高 P 連第 10-31 号
令和 6 年 11 月 21 日



東京都公立高等学校 P T A 連合会
会長 笹原良太

要 望 書

都の教育行政におかれましては、都立高校における教育施策に力を尽くしておられますことに感謝申し上げます。

また、日頃より当連合会の活動に多大なるご支援とご協力を頂き、重ねて御礼申し上げます。

昨今 P T A は変化が求められておりますが、当連合会としましても温故知新の精神で組織改革を進めている最中です。今後も一人一人の生徒の幸せを考え、学校教育環境について学校と協働できる P T A を継続していけるよう、連合会としての役目をはたしてまいります。

その役目の一つとして学校現場の生の声を行政にお伝えするのも我々の役割だと考えており、こういった場面を毎年設けていただけていること、感謝いたしております。

今回は以下の 3 つの要望につきまして、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

要望 ① 熱中症対策における特別予算の確保

現在都立高校の教育現場において熱中症対策に関して注意深く進めていただけておりますが、熱中症対策における物資が不足していると毎年のように複数の高校 P T A より相談を受けております。

具体的な物資の例としては体育祭等での日除け（テントなど）、室内で部活動時（例えばダンス部等）の扇風機やスポットクーラーなどです。

安心安全な教育環境の実現のためにも熱中症対策における特別予算の確保をお願いいたします。

具体的には各高校の状況で、どのような物資が必要かは変わってくるとは存じますので令和 7 年度の特別予算として各都立学校に対し、熱中症対策における物資の購入を目的とした特別予算計上をいただけますよう要望致します。

要望② 学校経費とPTA会費の関わりについて

昨今PTA会費が大なり小なり学校や生徒に関する経費を負担している問題が取り上げられるようになりました。都立高校では他の都道府県に比べそういった実態は少ないもののPTA情報交換会等では昔から毎回必ず相談としてあがります。

我々PTAは生徒のため、学校のためともなればやはり役に立ちたいという潜在的な思いがありPTA会費より支出してしまうこともあり、さらに学校の踏襲として続いてしまっている実態もあります。これらは我々連合会の注意喚起不足もあると認識しております。

学校に協力したい思いのあるPTA、費用面でお困りの管理職の先生方に対しても心苦しい要望でもあるのですが、**学校経営予算のありかたの抜本的な見直しの入口として今一度PTA会費と学校経費に関する啓蒙を頂けますようお願いいたします。**

加えて今後、各高校で経費が必要な時に臨時予算をスムーズに執行できるような仕組み作りもご検討頂けますようお願い致します。

我々も並行して正しいPTA会費の支出に関して案内できるよう努力してまいります。

※周年行事等に関わる積立費用ではなくPTA一般会計に関わることに关して述べています

要望③ 受験生チャレンジ支援貸付事業のさらなる拡充

「受験生チャレンジ支援貸付事業」（以下当制度）の更なる拡充として所得制限の撤廃を要望します。

当制度には受験料の支援が含まれておりますが、**昨今の大学受験では相当数（10～15 大学）の出願するのにもまれな事ではありません。**受験料の値上げもあり（私学では 35,000 円程度）家計への負担は看過しがたい状況にあります。現在、当制度の支援を受けるためには所得制限等の条件をクリアしなければなりません。前記のとおり受験料がどの家庭においても相当な負担になることは明らかであります。

当制度の拡充は家計への教育費の負担軽減に直結するものと確信しており、ご要望させていただきます。

以上、3つの要望を東京都公立高等学校 PTA 連合会を代表してお願い申し上げます。ご検討のほど何卒、宜しくお願い致します。

令和6年11月21日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都特別支援学校 PTA 連合会
会長 渡邊 ひかる

要 望 書

日頃より特別支援学校の教育の充実と連合会の活動に別格の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。私共は、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害の4種別合同のPTA連合会で、種別により要望も様々ではございますが、これからの特別支援学校の教育の充実のため、それぞれの種別から要望を3点にまとめ、お伝えいたします。特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

記

【専門的知識・技術を有した教職員の育成及び配置】

特別支援学校に通う子どもたちの障害の状態は年々、多様化しています。一方、学校では、専門的な知識や技術を有した教職員が不足・減少傾向にあります。教職員の高い専門性は、子どもたちが、将来に向けて必要な資質・能力を向上させていく上で、必要不可欠です。個々の障害の状況等に応じた指導や支援を受けられるよう、教職員の研修の充実を図り、計画的に育成するとともに、各学校の状況を踏まえ、適切に教職員を配置していただくようお願いいたします。

【副籍交流に関する対応の改善】

副籍交流は、15年程前から始まった制度ですが、現在も、交流の実施に当たっては、保護者の同行が必要であることや、受け入れる学校側の環境整備が不十分であることなどの課題があります。今後一層、インクルーシブな教育を推進していくためにも、保護者以外でも同行を可能とするなど、制度面を見直すとともに、副籍ガイドブック等の活用や、児童・生徒同士の相互理解の促進など、取組の充実をお願いいたします。

【医療的ケアを必要とする児童・生徒の教育の充実】

東京都では、現在も、学校看護師の募集に力を入れてくださっていますが、例えば、実際に特別支援学校で勤務している学校看護師の勤務の様子や内容などを分かりやすく伝えるなど、さらなる求人工夫をお願いいたします。

また、医療的ケア専用通学車両が増車したことにより、保護者の付き添い無しで通学できるようになりましたが、同乗する看護師が未だ不足しております。他にも、地域により看護師の数や車両の数に格差があるため、引き続き、地域格差の是正に向けた働きかけをお願いいたします。

以上、3点を要望いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京都特別支援学校 PTA 連合会
事務局 東京都立大塚ろう学校

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 4-20-8

電話 03-3918-3347

ファクシミリ 03-3915-9844



6都P協発第15号
令和6年11月21日

東京都知事
小池 百合子 様



一般社団法人 東京都PTA協議会
会長 岡部 健作

要望書

東京都の教育行政におかれましては、積極的な教育施策を展開し、力を尽くしておられますことに感謝申し上げます。また、日頃より当協議会の活動に多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

世の中の流れや生活様式の変遷にともない、PTAのあり方や活動にも変化の波が押し寄せていますが、学校と地域を結ぶ要となり、子供たちの健やかな成長を願うというその意義は変わりません。当協議会は都の学校教育との連携を深めながら、都内公立小学校等のPTAが意義を見失わず活動していけるよう、さまざまな支援をしておりますが、こうして保護者の声を行政に届けることも使命のひとつです。以下の要望につきまして、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

要望①

PTAが任意団体であり、入退会は任意であることの周知

当協議会が今年度、都内小学校のPTAを対象に実施したアンケートでは、「PTAへの入会にあたり意思確認（入会手続きなど）を実施している」と回答したPTAが約70%でした。「意思確認を実施すると会員が減ってしまう」と危惧するPTAはまだ多いようですが、コンプライアンスに則った運営を行うことで、「強制入会や自動入会が前提のブラックな団体」というようなネガティブイメージの払拭につながります。当協議会では「入退会の任意性」についてHPなどで発信をしておりますが、都から学校へもあらためて周知をしていただくことで、PTAの「T」である教職員の皆さんの理解が深まり、各校のPTA活動がより良いものになるのではと考えております。

要望②

PTAの重要性について学校からの発信

「PTAが任意団体であり、入退会は任意であること」が広く知られることとなり、各校のPTAでは非会員の家庭が珍しくなくなっています。会員の減少や役員のなり手不足はPTA活動の恒常的な課題と言えますが、解決のための情報発信や周知・勧誘は保護者であるPTA役員が中心に進めているケースがほとんどです。学校行事のサポートなど、PTAから学校・教職員に向けての協力は少なくないことから、学校からも保護者に向けて「PTAの重要性や活動への協力（入会など）についての発信」をしていただきたく、そのための働きかけを都からお願いしたいと考えております。

令和7年度東京都予算等に対する要望書



公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

令和6年11月21日

東京都知事 小池 百合子 様

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会
会 長 塩見 紀昭

要 望 書

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会は、賃貸住宅市場の整備・発展を図り、豊かな国民生活の実現を目的に、全国の賃貸住宅管理業者と関連業者約2,500社で組織された公益法人です。

平成30年度住宅・土地統計調査によると、東京都の民営借家は271万戸あり、貸主が賃貸住宅管理業者に管理を委託している戸数（委託管理）は約217万戸と推定されます。そのうち当協会会員は約180万戸管理しており、そのシェアは約8割に昇ります。昨年度に引き続き、東京都が掲げる住宅マスタープランに基づく施策等において、連携を一層強化し、都民の住生活の豊かさを実現するため、3点につき要望します。

1. 賃貸集合住宅の空室活用ニーズの掘り起こし及び実践的な利活用の推進に向けた連携強化

我が国の推計人口は本格的な減少局面に入り、2070年には総人口が9,000万人を割り込むことが予測されている。東京都における人口推移についても、2030年をピークに減少に転じる見込みとなっており、以降、少子高齢化が進行する中で、いわゆる団塊世代が80歳以上となる2030年以降に自然減（死亡数>出生数）の影響が強まること等により、東京の人口は緩やかに減少していくことが予測されている。

このような状況の中で、東京都における集合住宅の空室率は上昇していくことが想定され、既存住宅の流通促進は必要不可欠であると考えます。その為には、空室活用ニーズの明確化及び、現実的な利活用の事例を示す必要があり、特に集合住宅の空室の利活用については、建物維持保全、設備等のメンテナンス、東京ささエール住宅（住宅セーフティネット）等の制度利用だけでなく、地域活性化の観点からも、管理会社からの建物所有者（オーナー等）への提案が大きな役割を果たすと考えています。

ついては、将来的な空室率改善に向けて、賃貸集合住宅の空室活用ニーズの掘り起こし及び実践的な利活用の推進に向けた連携強化を要望します。

2. 賃貸住宅に入居中の単身高齢者に対する支援の充実にに向けた連携強化

令和7年（2025年）には、東京都全体の高齢化率が24.2%、令和22（2040）年には27.8%に達することが見込まれている。これに伴い、高齢者世帯も増加が予想されており、すでに単身高齢者世帯が高齢者夫婦世帯を上回る状況が続いている。

さらに、東京都では持ち家率が全国平均よりも低く、民営借家の割合が高いという特有の状況があり、特に65歳以上の単身世帯においては、約5割が借家で暮らしており、そのうち民営借家が約3割を占めている状況である。

このような背景から、単身高齢者の孤独死が増加しており、発見が遅れるケースも増えていることが喫緊の課題となっている。その主な要因として、既存入居者の高齢化が適切に把握されておらず、見守り等の支援が十分に行われていない点が挙げられる。この解決に向けて、入居者への見守り等の生活支援を行う居住支援法人等と管理会社とが連携して対応していくことが有効であると考えられる。

については、賃貸住宅に入居中の単身高齢者に対する支援の充実にに向けて、当協会と都や居住支援法人等の関係者との連携の強化を要望する。

3. 防災リテラシー向上を目的とした当支部制作「防災マニュアル」の活用や、東京都「賃貸マンション向け防災アドバイザー派遣事業」等の積極的な利活用に向けた相互協力

当協会東京都支部は昨年、賃貸住宅管理会社向けに「多角的視点で学ぶ 防災マニュアル」を制作した。

本書は、災害時に管理会社がすべき対応の指標として制作したものだが、本年1月1日に発生した能登半島地震や近年多発する豪雨災害等を受け、本マニュアルの重要性、実用性については早期に各管理会社に広く周知、理解していただく必要があることを再認識した。

また、本マニュアルの内容は、東京都が今年度より新規事業として開始した「賃貸マンション向け防災アドバイザー派遣事業」とも連動性があることから、当協会と東京都の協力体制構築により、賃貸住宅管理会社の更なる防災意識の向上に繋がるものと考えられる。

については、「防災マニュアル」や「賃貸マンション向けアドバイザー派遣事業」を絡めたセミナーの実施等、賃貸住宅管理会社の防災リテラシー向上という共通の目標に向

けた相互協力を要望する。

◆令和6年度予算要望に対する当協会の実施状況等の報告について

○ 当協会からの要望事項

1. 東京都民の防災リテラシー向上に向けた当協会作成「防災マニュアル」の周知協力等

- 当協会東京都支部会員及び都内区市町村への「防災マニュアル」無償配布を実施し、災害時における管理会社としての取るべき対応等の周知を図った。また、東京都においては、令和5年度の賃貸型応急住宅供与訓練において、訓練資料の一部に「防災マニュアル」の内容を一部活用するとともに、訓練参加者へ「防災マニュアル」の紹介等を実施いただいた。また、当協会から都内区市町村へ「防災マニュアル」を配布するにあたり、配布先の紹介及び配布に先立った区市町村への連絡対応等の密な連携を図った。

2. 東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）における専用住宅の活用好事例の掘り起こし及び広報展開

- 当協会のセミナーにおいて東京都の担当者を迎え、貸主及び管理会社向けに、住宅セーフティネット制度の活用事例の説明及び支援策ならびに登録の呼びかけの具体的な説明等を実施するとともに、制度改正に関する情報展開も実施した。また、東京都より専用住宅活用事例のヒアリング等を実施のうえ、展開用資料の作成をいただき、管理会社への情報展開を図った。

3. 賃貸住宅管理業法及び当該法律に基づく登録制度の周知協力等

- 当協会は管理業登録事業者団体として、登録事業者の適正な業務に繋がる情報の発信や支援等を実施し、未登録事業者へは登録に係るフォロー体制の構築及び登録促進を図った。また東京都においては、昨年度に引き続き、相談窓口及び都民向け講習会等で、貸主や入居者に対して、管理業法や登録制度等の周知を実施いただき、業法及び制度理解の底上げに繋げた。

以 上

令和7年度東京都予算等に対する要望書

東京土地家屋調査士会

東調業発第20号
令和6年10月31日

東京都知事

小池百合子様

住所 東京都千代田区神田三崎町一丁目
2番10号 土地家屋調査士会館

団体名 東京土地家屋調査士会

代表者名 会長 佐々木義徳



令和7年度東京都予算等に対する要望書

清秋の候、小池知事におかれましては、ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の運営につきましてご高配を賜り御礼申し上げます。

この度は、公務ご多忙の折、貴重な機会をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことにつきまして、下記のとおり要望いたしますので善処くださいますよう、ご尽力をお願い申し上げます。

記

<要望事項>

1. 多摩建築指導事務所の管轄する市町村の狭あい道路の拡幅整備について

多摩建築指導事務所の管轄（青梅市、昭島市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、小金井市、東村山市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市）区域内については、特定行政庁が東京都にあるためなのか、狭あい道路（法42条2項道路）の整備が進んでいません。23区内、多摩建築指導事務所区域外の市町村については、市区町村で予算を付け、後退用地の整備をし、測量、分筆費用等を市区町村で負担して寄付してもらうなど積極的に事業を行っています。そのため狭あい道路が少しずつではありますが解消に向かっています。

狭あい道路が、現状のままでは、災害が発生したときに消防車両、緊急車両が通行できなくなり、災害を食い止めることができなくなります。

国土交通省では、令和6年3月に狭あい道路対策に関するガイドラインをだして狭あい道路の解消に向けた制度の構築や、事業の実施の望ましいあり方、先進的な事例を示すことにより、これまで狭あい道路解消に向けた取組を実施したことのない地方公共団

体における取組の開始や、すでに着手されている地方公共団体の取組のさらなる推進や好事例の横展開を図ることを目的としています。

「なお、ガイドラインのうち道路情報の整備については、特定行政庁において実施されるものであることから、特定行政庁が都道府県である場合には、市町村に対して適切な情報提供を行うなど、連携して狭あい道路の整備を進めていく必要があります。」と記載されています。このガイドラインの中には好事例として杉並区役所の事例が紹介されています。

狭あい道路解消に向けた事業については国土交通省で補助金をだすようなので、東京都も補助金を出すなどして、多摩建築指導事務所の管轄区域内の市町村に対し、狭あい道路解消にむけた事業を進めていただきますよう、要望いたします。

2. 所有地の境界確定及び所有建物の表題登記について

東京都は、道路以外にも様々な場所で土地や建物を所有しておりますが、境界が確定していない所有地について境界を確定させること及び未登記建物に対し表題登記をすることを要望いたします。

都内の一部の区市町村では、自治体が所有する土地（学校用地等）における境界の確定を順次実施しています。これは、将来的に建物の建て替えや土地の売却等がスムーズに実施できるよう計画的に予算組して実施しているものです。

所有地においても、順次境界確定を実施すべきかと思慮いたします。

同様に、所有建物についても将来的に売却や一部賃借契約ができるよう、計画的に予算組して建物表題登記をすべきかと思慮いたします。

所有地の境界確定は都の財産を守るだけでなく、所有地と所有地に隣接した民有地との境界が確定していることは、所有地に隣接した民有地の所有者が所有地との境界について証明書を発行すればよい状態にしておくことで、専門外の都職員が境界確定業務で時間を割く必要がなくなり、行政サービスの向上につながると考えます。

なお、都民の財産である所有地の保全のため、境界の確定業務については境界の専門家である土地家屋調査士を活用いただきますよう要望いたします。

また、所有建物の表題登記に関しても不動産登記の専門家である土地家屋調査士を活用いただきますよう要望いたします。

以 上